

藤沢市電子納品運用ガイドライン

2025年（令和7年）4月

藤沢市 財務部 検査指導課

藤沢市電子納品運用ガイドライン

1. 適用する事業

本ガイドラインは、藤沢市が発注する工事及び設計委託等の成果品を電子納品する場合に適用します。

2. 適用する基準類

(1) 土木工事

神奈川県電子納品運用ガイドライン<工事編>【土木工事版】を準用します。

(2) 土木委託業務

神奈川県電子納品運用ガイドライン<土木委託業務等編>を準用します。

(3) 建築工事

国土交通省営繕工事電子納品要領及び官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】を準用します。

(4) 建築委託業務

国土交通省建築設計業務等電子納品要領及び官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】を準用します。

3. 留意事項

(1) 準用するガイドライン及び要領は最新版を用います。

(2) 2. 適用する基準類の(1)、(2)について、電子納品保管管理システムへの登録は適用しません。

4. 適用する時期

2025年(令和7年)4月1日以降に発注する工事・設計委託等に適用します。

5. 旧ガイドラインの廃止

藤沢市電子納品試行運用ガイドライン<工事編>平成24年7月版は廃止します。